

基本方向1 めくもりと笑顔あふれる思いやりのまち



(5) 子ども・子育て支援、幼児教育の推進

現状と課題、今後の方向性など

・平成31年4月から子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期間まで切れ目のない支援をおこなっています。また、特定不妊治療費などの助成、一般不妊治療費の助成や母子健康手帳の交付、妊婦健診、産後健診・産後ケア事業、乳幼児健診、乳幼児教室、プレパマクラブ、マタニティ・育児相談、新生児聴覚検査費助成などを実施し、健やかな妊娠、出産、健全な乳幼児の成長・発達など母子の健康管理に努めています。

・児童生活習慣病予防対策として、学校保健との連携を図り採血検査を実施し、生活習慣病予防意識の高揚を図り、生活習慣病の予防・早期改善に取り組んでいます。また、乳幼児医療費助成を実施し、0歳から中学3年生までの乳幼児・児童・生徒がいつでも安心して医療サービスを受けられる環境を整備しています。

・育児相談・マタニティ相談を3会場で毎月実施、電話相談を随時実施しています。また、保育所の環境整備の支援をおこなっているほか、通常の保育に加え、延長保育・一時保育・療育支援・広域入所などを実施しています。現在、待機児童はいませんが、3歳未満児の入所希望が増えており、共働き世帯の増加とあわせて入所希望者の増加が見込まれ、保育士確保など体制整備に努める必要があります。

・放課後児童クラブは、平日の放課後や夏休みなどの長期休業期間中に保護者の就労などで家庭において適切な監護が得られない小学校1年生から3年生までの児童（学校休業日にあつては、小学校1年生から6年生までの児童）に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや集団活動、生活指導を通じ児童の健全育成を図っています。特に、長期休業中は、通常の利用者に加え長期休業のみの利用者も入所するため、指導員の確保など体制強化に努める必要があります。

・平成29年度から「こども館」を「地域子育て支援拠点」として位置づけ、子育て支援サービスを実施しています。今後、新こども館の建設を進めると共に、子どもの権利を保障し、子どもの支援を促進することを目的とする「子どもの権利条例」の制定に向けて検討します。また、平成24年4月から羽島市・岐南町と、広域でファミリー・サポート・センター事業を開始しており、引き続き、育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方が会員となり、会員相互の援助活動の利用促進と情報提供を図っていきます。さらに、乳幼児から小学校3年生までの児童が、病気または病気の回復期において集団保育などが困難であり、保護者の就労などにより、家庭における育児・看護が困難な場合に受け入れを行う病児・病後児保育の体制強化に努め、子育て支援サービスを充実します。

・令和3年度に「こども館」が新しく開館し、従来の乳幼児親子対象の「地域子育て支援拠点」としての機能に加え、「18歳未満の全ての子どもが自由に利用できる居場所」としての役割も併せ持つ施設として、子ども・子育て支援サービスの充実を図ります。また、こども館開館と同時に、子どもの権利を保障し、自由な意思表明を目的とする「子どもの権利条例」を施行し、新こども館が子どもの意見の尊重や主体的な活動の促進を実現する場として位置付けられ、これまで利用したことのない子どもたちや保護者にとって馴染みのある場所になるよう、学校や民間子育て団体などと連携しながら周知に努めていきます。また、平成24年4月から羽島市・岐南町と、広域でファミリー・サポート・センター事業を開始しており、引き続き、育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方が会員となり、会員相互の援助活動の利用促進と情報提供を図っていきます。さらに、乳幼児から小学校3年生までの児童が、病気または病気の回復期において集団保育など

修正

が困難であり、保護者の就労などにより、家庭における育児・看護が困難な場合に受け入れを行う病児・病後児保育の体制強化に努め、子育て支援サービスを充実します。

・障がいのある子どもに対するサービス支援体制・相談支援機能の整備を図るとともに、障がいの早期発見・リハビリテーションなど療育の充実が求められており、障がいのある子どもやその家族が地域で安定した生活を送ることができるサポート体制を整えるなど社会資源の充実が必要です。また、令和 2 年度より子ども家庭総合支援拠点を開設し、原則 18 歳までのすべての子どもと家庭を切れ目なく継続的に支援しています。年々増加する虐待などの事例に対処するため、保育所（園）・幼稚園・学校・主任児童委員や民生児童委員などの関係機関との連携を図り、児童虐待の防止および早期発見、早期対応を図る必要があります。

主な取り組み

①子どもや母親の健康の確保・増進

- ・母子保健事業の推進
- ・生活習慣病予防、事後指導の推進
- ・医療費助成の継続的な実施

②保育・子育て支援サービスの充実

- ・子育てに関する相談、支援の充実
- ・子育て世代包括支援の実施
- ・各種保育サービスの充実
- ・病児、病後児保育の充実

③幼児教育の充実

- ・幼稚園との連携の強化
- ・認定こども園※1の普及に向けた研究と検討
- ・幼児期を支える家庭教育への支援

④地域における子育て支援の充実


- ・地域子育て支援拠点（こども館）の機能充実
- ・18歳未満の子どもや保護者の居場所・交流の場づくり
- ・地域における子育て支援機能の強化

⑤支援が必要な子育て家庭への支援の充実

- ・ひとり親家庭への支援の充実
- ・児童虐待の防止と早期発見、早期対応
- ・障がいのある子どもへの相談、支援の充実

※1 認定こども園：幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のこと。

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
新生児聴覚検査費用助成件数	139 件	140 件	140 件
児童生活習慣病血液検査受診率	88.1 %	100 %	100 %
子育て支援講座参加者数	1,035 人	1,200 人	1,400 人
ファミリー・サポート・センター会員数	95 人	105 人	120 人
地域子育て支援拠点（こども館）利用者数	9,186 人	10,500 人	11,000 人



現状どおり

基本方向2 未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち



(1) 学校教育の充実

現状と課題、今後の方向性など

・学校教育は、生涯にわたる学習活動の基盤であり、子どもたちが社会の一員として持続可能な社会を担っていくためには、先哲の考えを手がかりに自ら考え、行動する力の育成やたくましく生きていくための健康や体力を育むことが求められています。そのためには、情報化社会の中で未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成が必要となってきますが、今日の教育現場を取り巻く状況は刻々と変化しており、誰もが安心して楽しく学ぶ学習環境づくりなど解決せねばならない課題も多く、保護者や地域住民の学校教育に対する要望も増加するとともに多様化しています。

・本町では、子どもたちの学ぶ意欲や豊かな人間性を育むため、地域との協働を推進し、特色ある学校づくりを進めてきました。今後は、さらに地域との協働を推進するなかで、子どもたちが自らキャリア形成を図る力や、持続可能な社会の担い手となるために必要な資質・能力を育むため、ICT教育、国際理解教育、キャリア教育※1などを進めていきます。特に、国際理解教育については、子どもたちが多様な他者との関わりをもちながら日本と諸外国との違いを理解し、多言語・多文化を受け入れられるよう交流機会を提供します。そして、SDGsに即した国際理解教育の推進を通して、子どもたちの課題を解決する力や共生力を育てていきます。また、新学習指導要領に「持続可能な社会の作り手の育成」が追加されたことを受け、SDGsに関する取り組みを推進します。

追記

・学校施設の耐震化率は、平成25年度に100%になりましたが、各学校ともに施設の老朽化が進み、安心して学べる教育環境の整備が必要となっています。現在の施設の維持・管理を適切におこない長寿命化を図ると同時に、非構造部材の耐震化やバリアフリー化を含めた計画的な改修を進めていきます。

・給食の時間を通じて健康な体をつくることを学び、児童生徒の発達段階に応じて、望ましい食習慣・食生活についての理解と実践力がつくように指導しています。また、給食の献立を、授業内容に関連させたもの、本に出てくるもの、外国のもの、郷土料理など児童生徒が興味関心を高められる工夫をすることで、豊かな心を育みます。

・いじめ・不登校の解消に向けた取り組みについては、各学校において対策をとっていますが、引き続き、各学校と協議・連携し、いじめの解消や不登校の児童生徒に対する学びの保障に向けた取り組みを強化する必要があります。

※1 キャリア教育：児童生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てる教育のこと。

主な取り組み

①安心して学べる教育環境の整備

- ・学校施設の長寿命化の推進
- ・安心して安全な学校給食の提供の継続
- ・地域との連携、協力による教育環境基盤の充実
- ・児童生徒の安全の確保

②子どもの「生きる力」を育む教育の実現

- ・確かな学力の定着
- ・多様性や協働性を重視した道徳や人権教育の推進
- ・健康で健やかな体づくりの推進
- ・夢を描くキャリア教育の推進
- ・情報、環境、国際理解教育の推進
- ・給食センター、学校、家庭が連携した食育の推進

③地域ぐるみの教育の推進

- ・コミュニティスクールのさらなる推進
- ・地域の歴史、伝統文化を尊重した教育の推進
- ・各学校の主体的事業に対する支援の充実
- ・学校教育における地域人材の活用

④きめ細やかな教育環境の確立

- ・特別支援教育※2に関する環境整備の推進
- ・いじめの解消や不登校の児童及び生徒に対する学びの保障に向けた取り組みの強化
- ・教職員研修への支援

※2 特別支援教育：障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
学校給食における県産野菜の使用割合 (%)	16.0 %	20.0 %	20.0 %
中学校卒業時の英検3級合格者数の割合 (%)	22.0 %	50.0 %	50.0 %

現状どおり